

川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定に基づき、川崎市立図書館利用者複写サービス（以下「複写サービス」という。）の適正かつ効率的な利用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(複写対象及び条件)

第2条 複写サービスについては、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 複写することができる資料は、川崎市立図書館の所蔵資料とする。
- (2) 複写の目的が個人の調査研究のためでなければならない。
- (3) 複写は1人につき、1複写部分1枚とする。
- (4) 複写は資料（著作物）の一部分（半分以下）とする。
- (5) 地図については、1枚を1つの著作物とする。見開きが1枚の地図となっている場合は、それを1つの著作物として取り扱う。
- (6) 最新の定期刊行物については、掲載されている個々の著作物を1つの著作物として取り扱う。ただし、当該著作者の承認が得られたもの及び次の号が既に発行されている定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部を複写することができる。

2 次の各号に該当するときは、複写することはできない。

- (1) 著作権法に抵触するとき。
- (2) 技術上複写が困難なとき。
- (3) 当該資料の損傷が著しいとき。

(複写手続)

第3条 複写の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 資料複写申込書（第1号様式）に記入し、窓口を提供した上で、複写を行うことができる。
- (2) 領収書は発行しない。ただし、利用者から発行を求められたときは、中原図書館にあっては、証明書（第2号様式の1）を、その他の図書館にあっては、証明書（第2号様式の2）を発行することができる。

(複写料金)

第4条 複写料金は、複写1枚につき、白黒は10円、カラー(A3)は80円、カラー(A3以外)は50円とする。

(収納金の払込み)

第5条 収納金の処理は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の定めるところにより払い込むものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

資料複写申込書	
平成 年 月 日	
川崎市立 図書館長 様	
申込者氏名 _____	
下記のとおり複写を申し込みます。	
資料名（書名・雑誌名等）	複写するページ
複写対象および条件	
1 複写は著作権法第31条1号の範囲内をお願いいたします。	
1) 複写できる資料は、川崎市立図書館の所蔵資料です。	
2) 目的は個人の調査研究のために限られます。	
3) 複写は1人につき、1複写部分1枚限りです。	
4) 複写は資料（著作物）の一部（半分まで）です。	
5) 地図については1枚が1つの著作物です。住宅地図など見開きが1枚の地図となっている場合はそれを1つの著作物として取り扱います。	
6) 最新の定期刊行物については掲載されている個々の著作が1つの著作物となります。	
7) ただし、当該著作者の承認が得られたもの、および次号がすでに発行されている定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部を複写することができます。	
2 目的外使用により著作権法上の問題が起きた場合には、申込者その責任を負うこととなります。	

第2号様式の1

証明書	
以下の枚数、複写したことを	
証明します。	
白黒	枚（1枚10円）
カラー（A3）	枚（1枚80円）
カラー（A3以外）	枚（1枚50円）
平成 年 月 日	
川崎市立中原図書館長 印	

第2号様式の2

証 明 書

枚、複写したことを
証明します。(1枚10円)

平成 年 月 日

川崎市立 図書館長 印